

計画相談支援重要事項説明書



(平尾荘障害相談支援事業所)

※ 本事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく計画相談支援サービスを提供します。計画相談支援サービスの利用は、原則として介護給付費等又は地域相談支援給付費等の支給決定を受けた方が対象となります。

1. 事業者

名 称	社会福祉法人天寿会
所在地	大阪府堺市美原区平尾 1938 番地 1
電話番号	0 7 2 - 3 6 3 - 1 5 5 5
代表者氏名	理事長 網田隆次
設立年月	平成元年 2 月 1 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所・平成 29 年 4 月 1 日指定 事業所番号：2 7 3 6 6 0 0 0 4 6
事業の目的	指定計画相談支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定計画相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援の提供を確保する。
事業所の名称	社会福祉法人天寿会 平尾荘障害相談支援事業所
事業所の所在地	大阪府堺市美原区平尾 1938 番地 1
電話番号	0 7 2 - 3 6 3 - 1 8 5 0
管理者氏名	平川 良太
事業所の運営方針について	利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
開設年月	平成 29 年 4 月 1 日
事業所が行なっている他の業務	指定居宅介護支援事業所・平成 12 年 4 月 1 日 指定 2770107171 号

3. 事業実施地域

堺市全域・羽曳野市・富田林市・松原市

4. 営業時間

営業日	午前 9 時から午後 17 時 30 分
受付時間	月～土 9 時～17 時 30 分
サービス提供 時間帯	月～土 9 時～17 時 30 分

5. 職員の体制

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	職務の内容
1. 管理者	1 名	名	1 名	職員の管理、指定計画相談支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定計画相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う
2. 相談支援専門員	1 名	名	1 名	基本相談支援に関する業務及び指定計画相談支援における指定サービス利用支援並びに指定継続サービス利用支援に関する業務を行う

当事業所では、計画相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 37.5 時間）で除した数です。（例）週 7.5 時間勤務の職員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名（7.5 時間×5 名÷37.5 時間＝1 名）となります。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）提供するサービス

（サービス利用支援）

- ① 事業者は、次の各号に定める事項を相談支援専門員に担当させサービス利用の支援をします。作成に当たっては、継続的、計画的に適切な保健、医療、福祉、就労支援等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）の利用が継続的かつ効率的に行われるようにします。
- ② 当該地域における障がい福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用者等の情報を適正に利用者及びその家族に提供します。

- ③ 利用者の居宅等を訪問し利用者及び家族に面接を行い、利用者の心身の状況、環境、日常生活全般の状況、サービスの利用意向等の評価を行い、解決すべき課題等（アセスメント）を把握します。
- ④ 解決すべき課題等に対応する福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及び家族の意向等を踏まえ総合的援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目的（長期・短期）及びその達成時期、種類・内容等やサービスを提供する上での留意点、モニタリングの期間に係る提案を盛り込んだサービス等利用計画案を作成します。
- ⑤ 当該サービス等利用計画案の内容について、利用者及びその家族に説明し、同意を得て交付します。
- ⑥ 支給決定もしくは支給決定の変更決定、または地域相談支援給付決定後に、障がい福祉サービス事業者等との担当国会議を開催し、連絡調整を行いサービス等利用計画を作成し利用者又は家族に説明し、利用者の同意を得て交付します。
- ⑦ 利用者様の状態の把握に努め、主治医との連携を行います。その為、利用者様及び家族様の同意の元、必要な情報を医療機関やサービス事業所とも共有し支援を行います。

（継続サービス利用支援）

- ① 相談支援専門員は、サービス事業者等に対して、サービス等利用計画に基づき、サービスが提供されるよう、サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ② 相談支援専門員は、サービス等利用計画作成後は継続支援サービスとして（決定されたモニタリング期間）、利用者及び家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行なうことによりサービス等利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ③ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の実施状況の把握にあたり、継続支援サービスとして必要なモニタリングを実施します。また、利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接します。
- ④ ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難と認められる場合又はご利用者が障がい者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障がい者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。
- ⑤ サービス等利用計画の変更
利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づきサービス等利用計画を変更します。

（２）利用料金

① 利用料金

計画相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から介護給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

せん。

相談支援専門員の担当数が40件未満でサービス計画案を策定後に支給決定の後にサービス計画を立てた場合	サービス利用支援Ⅰ 1, 522単位
相談支援専門員の担当数が40件以上でサービス計画案を策定後に支給決定の後にサービス計画を立てた場合	サービス利用支援Ⅱ 732単位
相談支援専門員の担当数が40件未満で認定期間内において計画が適切に利用できているかをモニタリングや他事業所からの聞き取りにて随時、計画の見直しをした場合。	継続サービス利用支援Ⅰ 1, 260単位
相談支援専門員の担当数が40件以上で認定期間内において計画が適切に利用できているかをモニタリングや他事業所からの聞き取りにて随時、計画の見直しをした場合。	継続サービス利用支援Ⅱ 606単位

加算について

加算	算定額	算定回数等
初回加算	300 単位	月に二回以上利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族と面接をした場合（テレビ電話にて面接を行った場合を含む）
入院時情報連携加算Ⅰ	300 単位	医療機関を訪問しての情報提供
入院時情報連携加算Ⅱ	150 単位	医療機関への訪問以外の方法で情報提供
退院、退所加算	300 単位	退院、退所時に医療機関等の多職種から情報収集を行いカンファレンスに参加し計画を作成した場合に算定
居宅介護支援事業所等連携加算	①～⑥の項目に関してそれぞれ該当した場合に算定 100 単位	① 計画相談支援の対象者が居宅又は介護予防支援の利用に際して必要な情報を提供した場合
	300 単位	② 計画相談の対象者が居宅介護等の利用にあたり、月に二回以上対象者又は家族と面談した場合
	300 単位	③ 計画相談支援の対象者が居宅介護支援内容に係る会議に参加した場合
	100 単位	④ 計画相談支援の対象者が通常の事業所に雇用され、障害就業・生活支援センター等に対し情報提供を行

		った場合 ⑤
	300 単位	⑥ 計画相談支援の対象者が通常の仕事所に雇用されるにあたり月に二回以上居宅等を訪問し対象者及び家族と面談した場合
	300 単位	⑦ 計画相談支援の対象者が通常の仕事所に雇用され心身の状況及び支援内容の検討に関する会議に参加した場合
医療、保育、教育機関等連携加算	100 単位	障害福祉サービス以外の医療機関、保育機関、教育機関等の職員と面談を行い計画を作成した場合
集中支援加算	① ～③に該当する場合それぞれ加算 300 単位	① 障害福祉サービス利用に関して対象者又は市町村の求めに応じ月に二回以上訪問し面接する場合（基本報酬を算定する月を除く）
	300 単位	② サービス担当者会議を開きサービス等利用計画の実施状況の説明を行い検討を行った場合（基本報酬を算定する月を除く）
		③ 関係機関の求めに応じ会議に参加し情報提供を行った場合（基本報酬を算定する月を除く）
サービス担当者会議実施加算	100 単位	利用者の居宅等を訪問し、福祉サービス等の担当者を招集しサービスの提供内容の確認、変更等について検討した場合
サービス提供時モニタリング加算	100 単位	利用者が利用する提供現場を訪問し提供状況を確認し記録した場合

② 交通費

通常の仕事実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

③ 利用料金のお支払い方法

前記②の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 15 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。）

ア．窓口での現金支払
 イ．下記指定口座への振り込み
 近畿大阪銀行 さつき野出張所 普通
 口座名義 社会福祉法人天寿会 網田隆次
 （振込手数料は利用者様の負担となります）

7. サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

8. 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、計画相談支援サービスを提供した日から5年間です。

9. 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき主治医、救急機関等に連絡します。

10. 損害賠償について

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

11. 苦情等の受付について

【 対応手順と必要措置の概要 】

- ① 利用者からの相談または苦情に対処する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置。相談、苦情管理対応シートを作成し担当者に確実な引継ぎの出来る体制を確立します。
- ② 円滑かつ迅速に苦情処理を行うために、苦情または相談があった場合は、訪問や適切な方法において状況の聞き取りや事情の確認を行います。
- ③ 事実関係の特定を慎重に行います。
- ④ 相談担当者は苦情内容や把握した状況を管理者へ報告し当面及び今後の対応を検討時下の対

応を決定します。 ⑤ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うと共に苦情対応記録を作成。 ⑥ 苦情申し出者へ対応方法を含めて結果報告を行います。 ⑦ 苦情のあったサービス事業者に対する対応は、事業所の管理者にあてて苦情内容の事実確認を迅速に行うとともに、共同でその対応を行います。なお苦情内容に関してはサービス担当者会議等での報告を行い、再発防止の対応方針を協議します。 ⑧ 苦情の度重なる事業者については、当該事業所における利用者の照会に対する事業者の一覧から除外するとともに、行政機関等への連絡を行います。 ⑨ 当該事業所において、処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を利用者の立場にたって検討し、対処します。		
事業所の苦情窓口 担当者 連絡先	苦情受付担当者	事業所管理者 平川 良太
	苦情受付連絡先	電話／072-363-1850 ・ FAX／072-363-1860

介護支援業務に関する相談、苦情について(連絡先 受付時間)

● 事業所の窓口 (9:00～17:30) 平尾荘居宅介護支援事業所 〒587-0022 大阪府堺市美原区平尾 1938-1 電話／072-363-1850・FAX／072-363-1860	●市町村の窓口(利用者の居宅がある市町村の介護保険担当部署) (9:00～17:00) 【堺市】 大阪府堺市堺区南瓦町 電話／072-233-1101 (美原区 地域福祉課) (電話／072-363-9316)
	【松原市】 大阪府松原市阿保 1-1-1 電話／072-334-1550 【羽曳野市】 大阪府羽曳野市誉田 4-1-1 電話／072-958-1111 【富田林市】 大阪府富田林市常磐町 1-1 電話／0721-25-1000 【大阪狭山市】 大阪狭山市狭山 1-2384-1 電話／072-366-0011
	【河内長野市】 大阪府河内長野市原町 1-1-1 電話／0721-53-1111 【 電話／
● 公共団体の窓口 (9:00～17:00) 大阪府国民健康保険団体連合会 〒540-0028 大阪市中央区常磐町 1-3-8 電話／06-6949-5418	
● 大阪府の窓口 (9:00～17:00) 〒540-8507 大阪市中央大手前 2 電話／06-6941-0351	

12. 虐待の防止について

事業者は、虐待に関する責任者を定め、成年後見制度の利用支援や従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施に努めます。

虐待防止に関する責任者	(管理者) 平川 良太
-------------	-------------

13. 業務継続計画の作成、訓練、研修について

非常災害や感染に伴い業務の継続や被害を最小限に行う観点から併設の特養と共に委員会を実施し、定期的な勉強会の開始と避難訓練を実施します。また、BCP(業務継続計画)を作成し、上記の活動を通じ、必要に応じて計画の変更を行っていきます。

重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
説明者名及び職名	社会福祉法人天寿会平尾荘障害相談支援事業所 相談支援専門員氏名 ⑩

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、
指定計画相談支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者	住所	
	氏名	⑩

利用者は署名が困難なため、利用者本人の意思を確認の上、
私が利用者に代わってその署名を代行いたします。

署名代行者	住所	
	氏名	⑩
	利用者との関係	

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第28号（平成24年3月13日）第5条の規定に基づき、
利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

